

令和2年1月

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金

令和2年度以降の配合飼料安定基金継続加入のお願いについて

配合飼料安定基金は、平成19年度・20年度及び24年度・25年度の補てん金交付における補てん財源の不足に対し、公益社団法人 配合飼料供給安定機構からの借入れにより補てんを実施しました。

平成20年度から借入金の返済をしまいましたが、このたび令和2年2月20日をもって返済を完了することとなりました。

これに伴い、令和2年度以降の配合飼料安定基金契約については、「合理的な理由がなく、基本契約及び数量契約を更新しない場合や合理的な理由がなく、契約数量を大きく減じる場合には、交付した補てん金の一部の返還を求めることができる」という『補てん金の交付条件』の適用が終了することとなりました。

ただし、過去に返還を求められた方の内、返還をいただけていない方は、返還を完了しない限り、引き続き安定基金契約にご加入いただけません。

今後も飼料原料の価格推移が不透明な中で、畜産経営の安定を図る上では、安定基金への継続加入が重要です。

令和2年度以降も、飼養規模や配合飼料の使用計画に応じた適切な数量で、安定基金に継続加入いただきますようお願いいたします。

なお、農林水産省生産局畜産部所轄の補助事業のうち、配合飼料安定基金制度への継続加入が参加条件となっている事業についても、返済完了に伴い、その条件が撤廃される予定となっております。

以上